

県南広域振興局長告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

令和4年5月20日

県南広域振興局長 永井 榮一

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372500702	株式会社アルプスビジネスクリエーション	株式会社アルプスビジネスクリエーション金ケ崎営業所	胆沢郡金ケ崎町西根揚場後22番11	令和4年5月2日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372500702	株式会社アルプスビジネスクリエーション	株式会社アルプスビジネスクリエーション金ケ崎営業所	胆沢郡金ケ崎町西根揚場後22番11	令和4年5月2日